柳井市産業振興促進計画

令和２年２月２５日作成
山口県柳井市

１．総論

（１）計画策定の趣旨

本市は、山口県の南東部に位置し、多島美を誇る瀬戸内海、緑豊かな里山などに象徴される美しい景観や豊かな自然環境に恵まれ、特に半島・島しょ部は瀬戸内海国立公園にも指定されている。気候は、温暖多日照で比較的雨が少なく、過ごしやすい瀬戸内海型気候区に属しており、平成１７年に１市１町が合併し、現在に至っている。

観光業では国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている「白壁の町並み」や明治維新に影響を与えた「僧月性」にまつわる史跡、国指定史跡「茶臼山古墳」などの多くの歴史的な資源、「やまぐちフラワーランド」や「ふれあいどころ４３７」、「大畠観光センター」などの交流拠点、「金魚ちょうちん」や「柳井縞」といった郷土民芸品など多彩な観光資源を有している。また、「金魚ちょうちん」をモチーフにした夏祭りのほか、周辺市町と連携し瀬戸内海の景観を活かしたサイクルイベントの開催など多様なイベントも実施している。

一方で、空港や新幹線、高速道路等の高速交通網が市域にないことから、製造業等の企業立地は少ない。また、合併当初３５，９２７人（平成１７年国勢調査）であった本市の人口は、平成２７年国勢調査において３２，９４５人まで減少しており、特に生産年齢人口の割合は５２．０％と低く、高齢化率は３６．４％となっており、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが重要であり、豊かな地域資源を活かした農林水産業や製造業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成２７年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成２７年施行の改正半島振興法（昭和６０年法律第６３号。以下「法」という。）第９条の２第１項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

（２）前計画の評価

ア　前計画における目標

本市は、平成２７年に認定された柳井市産業振興促進計画（平成２７年度～令和元年度。以下「前計画」という。）において、次のような目標を設定していた。

項　目	製造業	農林水産物等販売業	旅館業	情報サービス業等
企業立地件数	２件	１件	１件	１件
新規設備投資件数	１０件	１件	１件	１件
新規雇用者数	２０人	１０人	１０人	１０人

イ　目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

項　目	製造業	農林水産物等販売業	旅館業	情報サービス業等
企業立地件数	１件	０件	０件	１件
新規設備投資件数	６件	０件	０件	１件
新規雇用者数	２０人	０人	０人	４人

※数値は各種企業立地関連補助金等による実績値に基づく

【成果及び課題】

- 市外企業の新規立地は製造業と情報サービス業等の２件のみであったが、支援制度を拡充したこともあり、市内企業の設備投資により、製造業の新規雇用者数は目標を達成した。
- 農林水産物等販売業及び旅館業においては、事業所訪問等による租税特別措置等や奨励金制度の情報提供を行ったが、照会もなく、要件を満たす設備投資の動きに繋がらなかった。

ウ　成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

- 県と連携・協力し市外企業の新規立地を推進する。
- 既存企業を含め、租税特別措置等や奨励金制度の周知を図る。

２．計画の区域

本計画の区域は、法第２条の規定により半島振興対策実施地域として指定された室津大島地域内における柳井市内全域とする。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

４．計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおりである。

（１）農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

- 水稲を基幹産業として、温暖・多日照の気候を生かした野菜、花き、果樹等の生産も盛んであるが、農業生産額、総農家数、基幹的農業従事者数とも減少し、農業従事者の高齢化が顕著に進んでいる。
- 農業を主体とする第１次産業が中心だが、就業構造は、第２次産業、第３次産業へと移行してきている。本市は第２次産業の就業者数が少なく、第３次産業就業者数が多いのが特徴となっている。
- ＪＡが運営する産直施設「遊気百菜館」のほか、「大畠観光センター」や都市農村交流施設「ふれあいどころ４３７」でも、地元で生産された農水産物や加工品などが販売されており、いずれも人気の施設となっている。
- 森林組合等との連携により、適切な森林管理に努めるとともに、市民活動団体や地域住民との連携協力も視野に入れながら、地域の自然植生に配慮した造林や間伐、竹林伐採などを計画的に推進していく必要がある。
- 漁業就業者の確保等による漁業経営の安定化、水産資源の管理と回復、魚が育つ漁場環境と生態系の保全・修復、安心で安全な県水産物の安定供給とブランド化を推進するほか、種苗放流などの栽培漁業を推進し、「獲る漁業」から「つくり、育てる漁業」を基調とした資源管理型漁業への取組を継続していく必要がある。

（２）商工業（製造業を含む）

- 周南及び岩国両工業地帯の中間の瀬戸内海沿岸に位置しながら、高速交通体系からの乖離等により、大企業の進出が少なく、そのほとんどが中小企業である。
- 相次ぐ企業の撤退に伴い、工業専用地域内に１４ｈａの未利用地がある。未利用地への企業進出を後押しするため、工業インフラの整備を行う必要がある。
- 製造業等の事業所は、小規模事業所が大部分であり、従業員１人当たりの製品出荷額等についても、県平均を大きく下回っている。
- 国、県等関係機関との連携により、工業用水の安定供給の確保に努める必要がある。
- 企業誘致による成果として、自動車関連部品企業が南浜工業団地へ事業所を設置した。

（３）情報通信業（情報サービス業等）

- 光ファイバ網などの高度情報通信基盤が整備されつつあるが、一部地域が未整備の状況

にある。
・ 企業誘致による成果として、ＩＴ関連企業が学校跡地へサテライトオフィスを設置した。

（４）観光（旅館業を含む）

・ 国の伝統的建造物群保存地区に選定されている「白壁の町並み」や明治維新に影響を与えた「僧月性」にまつわる史跡、国指定史跡「茶臼山古墳」などの多くの歴史的な観光資源や「やまぐちフラワーランド」、「ふれあいどころ４３７」、「大畠観光センター」等の交流拠点などを有しており、春秋シーズンを中心に広島方面からの来客が中心である。
・ 伝統的な民芸品である「金魚ちょうちん」をモチーフにした夏祭りのほか、首都圏等でも金魚ちょうちんの装飾や製作体験を行うなどＰＲ活動を展開している。
・ 周辺市町と連携し瀬戸内海の景観を活かしたサイクルイベントを開催している。
・ 本市の観光客数は年々減少傾向にあり、特に団体客数は大幅に減少している。また、日帰り観光客が中心となっており、宿泊に結びつかない。

（５）全業種における共通課題

・ 経営環境の悪化に伴い、設備投資が停滞しており、地域産業の発展に重大な支障となっていることから、本市の事業者、とりわけ中小事業者の設備投資を促進する必要がある。
・ 既存の地域産業の活性化や、起業の促進、企業誘致などによって、雇用の場の創出と就業機会の拡大を図っていくことが必要である。とりわけ若年層については、人口流出の防止という観点から雇用の充実に取り組んでいく必要がある。
・ 県、大学等の高等教育機関、研究機関等との連携や、商工会議所、商工会による支援策との協調、社会基盤の整備によって、新産業・新事業の創出を促進していく必要がある。
・ 地元中小企業の中には、高い技術力や独創性を誇る企業や、市内外に積極的に事業展開する企業もある。このため、経営基盤の強化と資金面などの経営資源の充実によって、市場動向や消費者ニーズの変化に的確に対応できるための経営体質の強化が図られるよう、総合的な振興策を推進する必要がある
・ 将来にわたって持続可能な産業とするため、地域産業の担い手となる人材を育成・確保する必要がある。

（６）インフラ整備の状況

・ 道路は、幹線道路である一般国道１８８号、同４３７号の整備は進んでいるものの、域内の道路網は、半島特有の平坦地に乏しく複雑な地形条件のため、その整備が遅れている。
・ 新幹線鉄道は、本地域から大きく離れて北寄りに建設されているため、市外の広島、新岩国及び徳山駅が利用されている。在来線鉄道は、半島基部に山陽本線が通過し、柳井、柳井港、大畠の各駅が設置され、通勤、通学等に利用されている。
・ 空港は、隣接する岩国市の岩国錦帯橋空港が利用されているが、本市中心部から１時間

程度の時間を要する。
・ 港湾は、内海航路の主要な寄港地として柳井港があり、周辺の島々、四国への旅客基地としての地位を占めているが、「しまなみ海道」開通以降、フェリー利用者が減少している。

５．計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

６．事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

（１）農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

①本市が取り組む施策

・ 中山間地域等直接支払制度の推進や、担い手への農地の集積による耕作放棄の防止
・ 農地の集積や農地利用の効率化による生産コストの低減を図るためのほ場整備の推進
・ 農業生産効率化と農地保全を図るための農道や用排水路、ため池、排水施設等の整備
・ 新規就農者の確保と育成・支援
・ 集落営農組織の農地所有適格法人化、既存農地所有適格法人の育成・支援
・ 自立した農業経営を行う認定農業者を育成するための、農業経営の改善への支援
・ 農産物直売所等の施設の充実
・ 地産地消の促進
・ 産地と消費者団体や量販店が直接結びつく生産流通システムづくりの促進
・ 生産者と消費者の取り決めによる契約栽培システムづくりの促進
・ 農地中間管理機構を活用した農地集積の推進
・ 花きやいちご、花壇苗生産等の施設園芸作物の振興
・ 地域ブランド化による売れる米づくりの推進
・ 新品種の導入も含めた柑橘栽培への支援
・ 都市農村交流の促進
・ 都市住民と地域住民との交流の促進及びグリーン・ツーリズムの推進
・ レンタカウシステムの普及による農地の保全と効率的な畜産業の振興
・ 環境負荷を軽減する農業技術の普及
・ 計画的・集団的な造林や保育、後継者育成
・ 森林バイオマスの活用の検討
・ 市民の憩いや健康づくりに役立つ共有の財産としての里山の再生
・ 漁業者のニーズに即した種苗の放流

・ 魚礁や築いそ、タコ産卵施設等の漁場整備の推進
・ 藻場・干潟の機能保持、海底清掃等による漁場環境の保全
・ 漁港整備の計画的な推進、漁港施設等の近代化の促進及び長寿命化
・ 平郡のタコや大畠のタイなどの水産物のブランド化、特産品づくりの推進
・ 漁協女性部を主体とする漁村の活性化に向けた活動の推進
・ 制度資金等の活用による計画的な設備投資の促進
・ 水産物の出荷条件が不利な離島の流通対策、基盤整備の推進
・ 恵まれた漁場環境を生かした遊漁等の観光漁業の振興
・ 新規就業者の確保とその支援、中核的漁業者の育成
・ 子どもたちを対象とした魚食普及の推進
・ 体験漁業などを通じた都市と漁村との交流の推進

②関係団体等の役割

関係団体	主な役割
ＪＡ	・６次産業の推進のための施設の整備 ・「ふれあいどころ４３７」などの施設の運営 ・地元産品の販売促進 ・新規就農支援 ・農業担い手に対する支援
漁協	・新規漁業者の確保と支援 ・水産種苗の放流 ・水産物生産基盤の整備 ・藻場保全、海底清掃等漁場環境の保全 ・魚食普及

（２）製造業及び情報通信業（情報サービス業等を含む）

①本市が取り組む施策

・ 経営指導や情報提供、融資制度の充実
・ 経営の高度化、技術力の向上の促進
・ 法や電源地域に係る優遇制度等を活用した、新規事業や新分野への支援
・ 異業種交流や産学公連携などによる新しい工業分野の創出
・ 事業展開を検討している企業に関する情報の収集
・ 企業立地奨励制度や電源地域に係る優遇制度の活用や用地確保による企業の積極的な誘致
・ 道路、港湾、情報通信などの工業基盤の整備の促進
・ 工業用水の安定供給の確保
・ 未利用・低利用工業用地の有効活用の促進

②関係団体等の役割

関係団体	主な役割
県	・設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等 ・地域外企業誘致のための取組 ・産業振興（起業や事業高度化等）のための人材育成のための取組 ・雇用拡充等に係る事業
商工団体	・地域産業振興のための取組（商取引の照会・斡旋、企業誘致、異業種交流事業等） ・商工業者の資質向上（講習会、セミナーの開催、検定試験の実施、新人社員研修講座等） ・中小企業の経営改善普及（経営相談・指導等） ・調査・情報活動 ・共済制度の普及

（３）観光（旅館業を含む）

①本市が取り組む施策

- 「白壁の町並み」や「茶臼山古墳」、「月性展示館」などの歴史的な施設の景観保全
- 「金魚ちょうちん」を活用した首都圏等への情報発信、ＰＲ活動
- イベント開催や情報発信の促進による観光客の誘致
- 「ふれあいどころ４３７」での農業体験や「やない西蔵」での金魚ちょうちんや柳井縞の製作などの体験型観光資源の掘り起こし
- 市内交流拠点施設の連携、ネットワーク化の推進
- 周辺市町と連携した瀬戸内海の景観を活かしたサイクルイベントの開催及び環境整備
- 本市の優れた地域資源を認証する地域ブランド「きんさい柳井」の販売支援、情報発信
- 郷土料理や特産品、お土産品などの商品開発
- 広島などの県境を越えた魅力ある観光ルートの形成、情報発信活動
- インバウンド対応を含めた観光ボランティアの育成、ホスピタリティの向上
- 観光パンフレットや地図の作成、観光案内表示の充実
- 観光案内所や休憩施設等の機能充実、駐車場の確保
- マスコミ等への情報提供、ホームページによる情報発信、観光キャンペーンの実施などの観光宣伝活動の充実
- 旅行業者や交通事業者との連携の強化

②関係団体等の役割

関係団体	主な役割
観光協会	・歴史や海、山などの地域資源を活用した体験型・交流型の観光商品づくりの開発 ・瀬戸内海を活用したイベント開催（釣り大会、平郡島ウォーキングなど）

	・岩国錦帯橋空港を契機とした首都圏等への観光ＰＲ ・地域の農水産物を活用した食の開発
商工団体	・地域の賑わい創出（柳井天神春まつり、柳井まつり、パラソルショップ等の実施）
県	・多彩な地域資源、観光資源を活かした戦略的プロモーションの展開 ・インバウンド需要を獲得するための環境整備、プロモーションの強化 ・スポーツを活用した新たなツーリズムの創出や多彩な文化資源を活用した施策展開

（４）共通

- 租税特別措置、地方税の不均一課税の実施
- 新規就業者、起業者への支援
- 人材の発掘、育成の支援、起業セミナー・研修の充実
- 起業についての金融や経営相談等の指導・助言、各種情報提供の充実
- 異業種交流の促進
- 各種中小企業融資制度の充実
- 空き家の有効活用や移住フェア参加等による移住定住の促進

７．計画の目標

（１）設備投資の活発化に関する目標（令和２年度～令和６年度）

項目	目標値
新規設備投資件数（件）	１０　件

（２）雇用・人口に関する目標（令和２年度～令和６年度）

項目	目標値
新規雇用者数（件）	１５０　人
転入超過数（転入者数 ― 転出者数）	０　人

（３）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

項目	目標内容
説明会等の実施	・地元商工会や商工会議所と連携し、総会において租税特別措置等に関する情報提供を実施
広報等による情報発信	・市ホームページにおいて租税特別措置等に関する情報を掲載 ・年一回程度申告時期に併せて市広報誌へ税制優遇措置情報の掲載
事業者への直接周知	・企業誘致及び市内事業所訪問時に企業立地に関するパンフレットを配布

８．計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、次年度以降の施策等に反映させる。

９．参考データ等

【人口】

項目	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年
人口（人）	37,251	35,927	34,730	32,945
生産年齢人口（人）	22,383	20,828	19,380	17,149
老年人口（人）	10,104	10,770	11,300	12,008
高齢化率（%）	26.8	30.0	32.5	36.4

資料：国勢調査

【人口動態】

項目	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年
自然増減（人）	△346	△346	△348	△376
社会増減（人）	△156	△127	△13	△97
全体（人）※3/31 時点	33,617	33,191	32,692	32,311

資料：住民基本台帳人口移動報告

【産業別事業所数（民営）】

項目	平成２１年	平成２４年	平成２６年	平成２８年
総数（所）	2,063	1,915	1,925	1,816
製造業	98	90	85	75
情報サービス業	5	4	4	4
宿泊業	17	16	17	16

資料：経済センサス

【産業別従業者数（民営）】

項目	平成２１年	平成２４年	平成２６年	平成２８年
総数（人）	15,156	14,273	15,011	13,962
製造業	1,555	1,398	1,251	1,099
情報サービス業	19	21	20	19
宿泊業	162	164	167	162

資料：経済センサス

【農業関連基本指標】

項目	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
農業産出額（千万円）	134	140	161	162
総農家数（戸）	－	817	－	－

資料：市町村別農業産出額（推計）、農林業センサス

【観光入込客数】

項目	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年
観光客総数（人）	995,241	990,893	1,006,830	868,480
日帰り客数（人）	960,752	937,695	959,138	820,052
宿泊客数（人）	34,489	53,198	47,692	48,428

資料：山口県観光動態調査

計画区域図（柳井市全域）

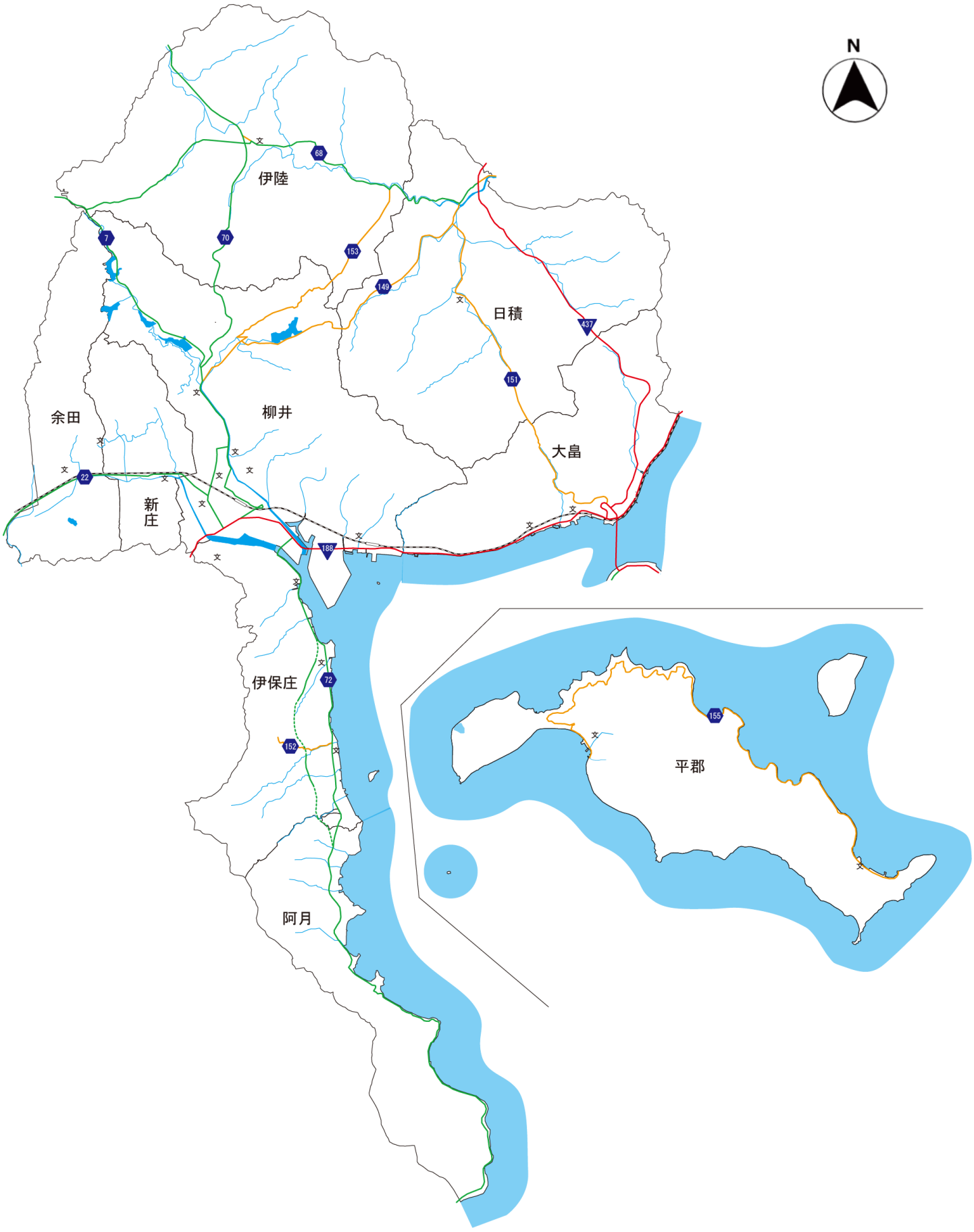
N
伊陸
日積
余田
柳井
大畠
新庄
伊保庄
阿月
平郡
68
70
7
153
149
437
151
22
188
72
152
155

（付録）

柳井市産業振興促進計画　工程表

事業		R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用					
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置	事業者への制度の周知・事業者による設備投資				
	企業立地促進法に基づく固定資産税の課税免除					
	その他（新規雇用に伴う奨励金制度）	事業者への制度の周知・事業者による制度の活用				